

# 第4回長久手市景観計画策定委員会

## 議事録

日 時	令和2年1月8日（水） 午後1時00分～3時00分		
場 所	ながくてエコハウス 多目的室		
出席者 ■出席 □欠席	策定委員	学識経験を有する者	<input type="checkbox"/> 伊藤孝紀 <input checked="" type="checkbox"/> 水津功 <input checked="" type="checkbox"/> 武田美恵 <input checked="" type="checkbox"/> 船橋仁奈
		専門知識を有する者	<input checked="" type="checkbox"/> 國村恵子 <input type="checkbox"/> 酒井賀津子
		各種団体の代表者	<input checked="" type="checkbox"/> 伊藤広治 <input checked="" type="checkbox"/> 三浦肇（代理出席） <input checked="" type="checkbox"/> 田中美貴
		公募市民	<input checked="" type="checkbox"/> 岡山徳之 <input checked="" type="checkbox"/> 都築徳紀
	オブザーバー	<input checked="" type="checkbox"/> 野村吉秋	
	事務局	<input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 水野泰 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部次長兼都市計画課長 加藤英之 <input checked="" type="checkbox"/> 同部開発調査監 徳田泰信 <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画課長補佐 大橋勝芳 <input checked="" type="checkbox"/> 同課建築係長 山崎暢之 <input checked="" type="checkbox"/> 同課主任 佐竹晃 <input checked="" type="checkbox"/> コンサルタント（2名）	
	傍聴者	1名	
次 第	1 あいさつ 2 第3回策定委員会を踏まえた修正内容について 3 その他の修正内容について 4 計画の運用方法及び運用までの流れについて 5 その他		
1 あいさつ	建設部長より挨拶		
2 「第3回策定委員会を踏まえた修正内容」について	資料1を使い説明を行った。		
3 「その他の修正内容」について	長久手市景観計画（案）を使い説明を行った。		

4 「計画の運用方法及び運用までの流れ」について	資料2を使い説明を行った。
--------------------------	---------------

【質疑応答】	2 「第3回策定委員会を踏まえた修正内容」について
委員	○13番でアクションプランを作成すると記載があるが、計画は目標を決めて進めるものなので、その中にどのような内容を記載するかがこれからの検討課題ではないか。
委員長	○市民も入って協議したほうが良い。例えば、香流川の問題についても、景観計画と連携して、景観の視点から見た他部署の計画との関連性について、市民も含めて検討すべき。
	○アクションプランは、どのように記載していく予定か。
事務局	○第6章「景観まちづくりの推進」の中に新しい項を立て、内容を記載していく。具体的にどこまで記載するかは、検討する必要があるが、計画が滞りなく進んでいく必要があると考える。
委員	○市民に対して計画の見える化が必要。例えば、ワークショップのニュースのように、進んでいる内容について見える化しないと、市民としては行政に参加している気分が出ない。
委員長	○市民の意見がどのように景観のルールに反映されていくかという仕組みが不明確である。
	○市民の景観まちづくり活動をどのように支援していくのかが、アクションプランに記載が必要。一市民と役所の場合はクレームの構造になってしまう。これは景観であり、個人から始まるものだけでも、地域でまとめれば公共性が認められるということを市民も打ち出していく努力をしないとけない。
委員	○現在、第4次環境基本計画を改訂中であり、同様の課題があると思われるので、庁内で情報共有をして欲しい。
事務局	○現在、計画策定にあたっては、庁内関係課と調整会議を開催しているところであるが、計画策定後も引き続き、関係課と連携を行う。
委員	○今回で委員会は終了するが、景観計画が作って終わりとならないように、引き続き、審議会以外にも委員会なり協議会なりを、定期的で開催できないか。
委員長	○景観づくりについて、審議する体制について、どのような形が望ましいかは、今後、検討する必要がある。
委員	○香流川整備計画について意見を述べたい。
	○香流川整備計画はうまくいっておらず、理想として描いたものと実際にできたものと少しずれがでていると感じる。熱意ある職員が多く、一生懸命やっていると感じるが、実際には難しい状況である。
	○里山プランがあるが、里山の部分もいろいろ問題が起きている。また、景観の観点で、ある程度、植生を残し、河畔林を残すと、いい景観ができるが、実際には外来種が繁茂して風景を害してしまうこともあるし、草が繁茂して流れを阻害し、水が流れないという、治水上も問題がある。また、イノシシにより荒らされ、農業、農村、田園風景が保てない問題もある。このような問題がある中で、この景観計画が、他の計画や事業に対して、どの程度、影響を持つことができるのかということについて疑問がある。

委員長	○各計画との連携の中身が見えないことについて、他の計画書にどのような内容が書かれているかわからない。
事務局	○景観は、いろいろなものにつながるハブ的な機能があるので、連携については、とても大事だと考える。
委員長	○計画と実態とのかい離については難しい問題である。 ○例えば、38ページの「届出対象行為」において、太陽光発電設備を作る開発行為があった際に、景観の視点で、樹木の配置計画等の協議を本計画ができることで、初めてできると考えている。 ○ただし、どこまで規制がかけられるのかについては、今後の運用の中で検討が必要になると考えている。
事務局	○具体的なルールは非常に明確な縛りに見えるが、ルールで縛れることは実はそんなに多くない。ルールが定められていると、思考停止で守るしかないと思われる。 ○重要なのは思考することで、ルールで縛るよりも、議論をして、地権者や設計者に地域で共有しているものを知ってもらう機会を提供し、もう一度計画について考えてもらうのが大事である。 ○他の計画と連携して、具体的な実行力のある調整、協議ができるようにできないかということと、規制対象外の開発行為に対して、どのように協議を行っていくのかということについて検討をしてもらいたいと思う。
委員長	○66ページの(5)「庁内体制の構築」の中で、①「職員の景観まちづくり意識の向上」で職員教育等を行い、他の関係課が持つ事業の担当者にも景観に対する知識を持って景観に配慮し進めてもらう機会を設ける。②「景観に配慮した公共事業」で、工事をする際に、景観計画を踏まえた配慮事項のチェックシートを作成するなどの体制づくりを計画書の中で示している。
事務局	○庁内体制の話で、所管がどこかがわかりづらく、事業の途中経過や、結果がどうなったのかわからないことが問題であり、フォローの体制構築が必要だと思う。
委員	○計画に基づき、事業を実施し、その効果検証をして次の計画に結びつけていくというのが望ましいと考えている。 ○庁内調整においては、いろいろな部分で折り合いをつけながら、緩やかに景観まちづくりを進めていくということが大きな考え方である。
事務局	○21ページの面的特性の丘陵・田園で「御嶽山への眺め」の写真が使用されているが、瀬戸大府東海線の計画があり、道路ができ風景が変わる。課題に、瀬戸大府東海線の道路計画について、触れていないのはなぜか。
委員長	○大きな幹線道路の築造であり、景観に与える影響も少なからずあることを考え、記載をすることを検討する。
委員	○最終的には選択の問題がある。確実に景観としてはダメージを受けるが、広い公益を考え、採択した事を公開するしかない。
委員	○今後、重要な資源に対して、ダメージのある計画が発生した時の取り組み方を示していくべき。

事務局	○県や市が事業を進めていく上で、景観の視点でのチェックリストを作成し、リストに基づき、確認をしていく必要があると考えている。
オブザーバー	○景観計画策定済の市町村では、道路計画で道路のセンター等を検討する段階で、景観上の配慮について、市町村と調整をすることになる。長久手市においても、景観計画ができれば、調整を行っていくことになる。
委員	○景観計画の策定にあたって、今後の担保として、景観資源をリストアップし、見える化をし、周知する必要があると思う。
委員長	○地域ごとに景観資源のリストができることが重要だと思う。
事務局	○本日が最後の策定委員会の予定のため、方向性を確認したい。 ○推進体制の見える化については、今の景観計画は行政だけの取組ではなく、行政・市民・事業者それぞれが取組をしていく中で展開していくものだと考える。景観まちづくりサポーターについても、まだ主体はできていないが、さまざまな機会に取組内容を報告してもらう場を設けることとしたい。
委員長	○他に気づいたことはあるか。
委員	○66ページの関係性の展開イメージもそうだが、誰が、どこで、どうやって、どんなふうに関係性を展開したらいいのか、もう少し市民の方に寄り添った形で、わかりやすく表現できるといい。 ○ルール作りについて、44ページの付属設備のところ「屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置する」という記載について、とりあえず隠しておくとか、裏に置いておけばいいという状況を生みやすい。その結果、表の道は豊かになるが、都市の裏側ができてしまい、防犯上もよろしくないし、安全性も確保できなくなる。そのときに景観アドバイザーの方々が、一緒になって相談に乗ってあげる体制作りが重要ではないか。
事務局	○66ページの展開イメージと景観アドバイザーの記載方法を検討する。
委員長	○景観アドバイザーは、どうしたら景観がよくなるのかを常に考えて、問題提起もしてもらえそうな人になってもらったほうが良い。
委員	○香流川の整備計画と実際とのずれの事例を景観計画に載せるのはどうか。 ○助言内容が工事に反映されなかったいい事例だと思う。
委員長	○景観アドバイザー制度があると、他課の事業であっても、意見を言うことができるので、存在意義は大きい。
委員	○計画の検証の方法については、よく検討していただきたい。
事務局	○今後、検討をしていきたい。
委員	○38ページからの行為の制限は、実質そこまで難しいことではないと感じる。ただ、「○○○に努める」などのあいまいな表現が多いため、景観アドバイザーや景観審議会での事前協議での議論がすごく大切になる。事前協議での意思統一や意見の不整合が無いようにしてほしい。
委員長	○事前協議では景観と一緒に考える場と考えた方が良く、こうだからこうなんですという話ではなく、公益、公共の景観について一緒に考えてもらいたい。
委員	○必ずしもルールに沿ったアドバイスではなくて、その場その場にふさわしい

<p>委員長 事務局 委員 事務局</p>	<p>アドバイスをしてもらえる専門家が介入してくることが大事だと思う。</p> <p><b>3 「その他の修正内容」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○64ページの「景観まちづくりの推進の対象イメージ図」が分かりにくい。</li> <li>○修正することとする。</li> <li>○子どもたちが主体的に参加できるような機会をつくっていただき、次世代に参加意識をもっと伸ばしてもらいたい。</li> <li>○「景観教育の中では、子どもも「まちづくりの主人公」のひとりである」という記載において、関わりが必要であるという表現をしている。</li> </ul>
<p>委員長 事務局 委員長 事務局</p>	<p><b>4 「計画の運用方法及び運用までの流れ」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメントの意見に対する修正方法はどのように行うのか。</li> <li>○まず、委員長に相談させていただきたいと考えている。</li> <li>○委員長の判断で、委員に結果の確認が必要な場合、情報共有し、意見を求めるかもしれない。</li> <li>○パブリックコメント後、都市計画審議会の意見聴取の前に、委員長の意見を伺うこととする。</li> <li>○今後のスケジュールとして、令和2年4月に案を公表し、5月から周知期間とした後、令和3年1月に、景観計画を公表の上、施行をする予定である。その際に条例も同時に制定する予定である。</li> </ul> <p style="text-align: right;">－以上－</p>